

協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書

近年の少子高齢化により労働人口の減少が続く中で、経済成長を維持していくためには、より多くの人が働きやすい仕組みづくりが求められている。

さらに、米国の金融危機から始まった世界経済の減速により雇用環境が急速に悪化しており、多様な雇用の場を確保することが喫緊の課題となっている。

こうした中、NPO法人や協同組合、ボランティア組織などの非営利法人により、地域に必要なサービスを共同出資により事業化し、地域の課題を地域住民自身が解決する「協同労働」という新たな働き方により就労する人が増加しており、地域振興、就労創出を推進する制度としても各方面から期待が寄せられている。

しかしながら、協同労働による協同組合については、根拠となる法律が整備されておらず、「みなし法人」として活動しているため、社会的理解が不十分であり、団体として自治体の入札への参加や契約ができないことや雇用保険等の面で制約があるなど、多くの課題が指摘されている。

よって、国会及び政府におかれては、協同労働が新たな労働のあり方や雇用の創出、地域の再生に資するものであることを踏まえ、協同労働の協同組合法(仮称)を速やかに制定するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年三月二十六日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 河野 洋平 殿

参議院議長 江田 五月 殿

内閣総理大臣 麻生 太郎 殿

総務大臣 鳩山 邦夫 殿

厚生労働大臣 舛添 要一 殿

経済産業大臣 二階 俊博 殿